

薬食発0319第1号
平成27年3月19日

各

地方厚生(支)局長
都道府県知事

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)


医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

本日「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第37号)が公布され、平成27年4月1日から施行されることとなったので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導、取締り方御配慮願いたい。

記

1 省令改正の内容

検査命令等の指定薬物の取締りに係る厚生労働大臣の権限を地方厚生支局長に委任することとしたこと。

収	受
平	27.3.23
薬第	200号
	大阪府